

議案第 7 号

関市基金条例の一部改正について

関市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市ふるさと応援基金を設置するため、この条例を定めようとする。

関市基金条例の一部を改正する条例

関市基金条例（昭和３９年関市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

関市ふるさと応援基金	ふるさと納税寄附金（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３７条の２第１項第１号及び第３１４条の７第１項第１号に掲げる寄附金をいう。）及び企業版ふるさと納税寄附金（地域再生法（平成１７年法律第２４号）第１３条の３に規定する寄附として受けた寄附金をいう。）を同法第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てるため	毎年度予算に定める額
------------	--	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。